

令和元年（ワ）第21824号 国家賠償請求事件


原告 デニズ（DENIZ）

被告 国

原告第6準備書面

令和4年1月17日

東京地方裁判所民事第1部1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 大橋 毅 

同 弁護士 岡本 翔太 

第1 原告第5準備書面の訂正

原告は、原告第5準備書面第2「2 識別票、活動帽に対する挙動がされていない点」の(1)及び(2)について、下記のとおり訂正する。

1 「(1) 他の証拠（報告や映像）との不整合」の訂正

(1) 訂正前

「そもそも、識別票の奪取や活動帽の奪取は、本事件直後の入管の報告では何ら記載されていない（乙10）。かかる報告がないことに加えて、上記2で述べた説明の中核部分の変遷、映像の不存在・不整合は、入国警備官Aの識別票、及び同Bの活動帽を原告が奪取したという事実に関する報告の信用性を大きく減殺するものでもある。」

(2) 訂正後

「識別票の奪取や活動帽の奪取は、被告の主張では、「入国警備官Aが原告を連行しようとしたところ、原告が『助けて』などと大声をあげて叫び」始めた後に行われたものとされている（被告準備書面(4)4頁参照）。他方、乙1

10号証では、これらの行為がされたのはハンディカメラ撮影開始前（午前0時28分から0時30分20秒頃までの間）と記載されている。したがって、原告が入国警備官Aの腹部を蹴ったとの指摘と同様に、活動帽や識別票の奪取の時期や経過についても、被告の現在の主張と入管の当初の報告（乙10）とは齟齬・不整合がある。かかる事情は、入国警備官Aの識別票、及び同Bの活動帽を原告が奪取したという事実に関する報告の信用性を大きく減殺するものでもある。

2 「(2) 報告経過からみて信用性が低いこと」の訂正

(1) 訂正前

識別票や活動帽の奪取は、上記報告書（乙10）作成から10日後に行われた入国警備官Aの聴取（乙18）においてはじめて言及されたものである。この聴取は、原告の不服申出を受けて入国警備官Aの行為が適正化を調査するものであって、入国警備官Aは回答内容次第では処分を受ける立場であった。そのため、入国警備官Aは識別票や活動帽が外れたことを奇貨として、処分を回避する目的で、原告の奪取行為を創作する動機がある。

(2) 訂正後

原告は本事件発生直後から時点で本事件の職員らの対応に抗議し、不服申出について示唆を受けてを行う旨を明らかにしていた。また、本件看守責任者は、入室直後、「これ、何で行ってるの？」（乙12③ [13:02~13:06]）などと入国警備官Aらの対応が適法・適正であるかについて疑義をもっているかのような言動を行っていた。

そのため、本事件直後から、入国警備官Aらは、自身らの行為に関して処分を受ける可能性があることを危惧し、これを回避するために、原告が暴行に及んだという虚偽の事実を創作し、回答する動機・契機があった。そのため、入国警備官Aらの職員は、識別票や活動帽を元から装着していなかったか、又は本事件の際にはずみで外れてしまったことを奇貨として、処分を回

避する目的で、これらの事象が原告の奪取という意図的な行為によって生じたものであるという虚偽の事実を創作し、回答する動機があったものとみるべきである。

したがって、本事件後の報告書に奪取行為に関する言及があることは、原告がこれらの行為に及んだことを推認させるものではない。

第2 主張の追加

1 原告が入国警備官の活動帽・識別票を奪取した事実の不存在について

かかる行為の不存在を裏付けるものとして、以下の事情を追加する。

(1) 一連の経過で問題視する挙動・発言がされていないこと

原告が活動帽や識別票を奪取したことは、乙12③の映像では、当事者間では何ら言及されていないものと認められる。職員らがこれらの原告の行為を根拠として原告に対して緊急隔離処分を講じることを決定し、四肢を掴んでの強制的な移動に着手したのであれば、入国警備官Aはこれらの奪取行為、特に自身に対してされた識別票の奪取については、本件保護室で原告が職員らに抗議をする場面（乙12③ [26:05~31:50 頃]）で、原告の抗議に対する反論の中で言及するのが自然である。

それにもかかわらず、この場面で奪取行為が何ら言及されていないことは、職員らが虚偽の奪取行為の事実を創作し、詳細を詰め、口裏を合わせる時間的猶予が存在せず、それゆえにこの場面で言及できなかったことを意味している。

(2) 写真による保全が行われていないこと

乙26の1、26の2号証の報告書によれば、入管の職員が職務中に被収容者から暴行を受けたなどと訴え、これを理由に緊急隔離等の処分を行った場合、仮に当該暴行が軽微なもので、およそ傷害に至らないものであるときでも、暴行を受けたとされる部位や暴行に関する物の残置状況を写真で撮影

するとの運用が採られているものと認められる。

しかしながら、本件事件では、乙26に係る処分の場合とは異なり、奪取された活動帽や識別票の残置状況は何ら写真撮影による保全がされていない。また、原告が蹴ったとされる入国警備官Aの腹部についても、何ら写真撮影による確認・保全は行われぬ。真にこれらの行為が行われ、これらの原告の行為を理由に有形力の行使がされたのであれば、上記の運用を前提とすれば、適法性を根拠づける原告の暴行の痕跡を示す、これらの写真を撮影し、保全を行っているはずである。しかるに、かかる写真撮影を行っていないことは、原告が行ったとされる暴行が存在しなかったことを示している。

2 原告の処遇室内での発声が他の被収容者の睡眠を妨げたとの指摘について

被告は、原告の処遇室の発生が他の被収容者の居室（3寮収容区A側内）に届き、かつ、これがその睡眠を妨げるほど大きなものであったことの証拠として、他の被収容者の不服申出に関する書類（乙31）を提出する。

しかしながら、当該不服申出者は、原告が助けを求める声を上げ、「その後、入国管理局の職員が…入国管理局の事務所に運ぶのが見えました」などと述べている（乙31：不服申出書訳文）。これは、原告を持ち上げて移動する職員らが不服申出者の居室の前を通過したこと、不服申出の対象はその前に上げられた原告の声であることを示しており、原告の処遇室内での発生が聞こえたことを意味するものではない。

したがって、乙31号証を根拠として、原告の処遇室内での発声が、他の被収容者の睡眠を妨げるほどに大きなものであったと認めることはできない。

3 不服申出後にかかる対応について

被告は、入国警備官Aを含む職員らに適切な指導を行ったから本件不服申出後の対応は「必要な措置」を尽くした、適法なものであった旨を主張する（準備書面(5)22頁乃至26頁）。

しかしながら、原告は、入管の注意・指導が不十分かつ逆効果であったこと

に加えて、入国警備官Aを漫然と原告に接触させる業務に就かせ、かつ、原告へ有形力を行使させる職務に従事させたことも含めた不服申出後の対応全体を捉えて、「必要な措置」がされておらず、違法であることを主張しているのである（訴状5頁）。そして、入国警備官Aが、本事件後に原告への有形力行使に参加した際に、原告に対して挑発的な態度をとったことにも照らせば、入管の注意・指導が不十分かつ逆効果であったことは裏付けられている。

したがって、被告の主張は、原告に接触し、有形力を行使する職務に入国警備官Aに従事させたことについて何ら反論していない被告の主張は、原告の主張を解さないものであり、その点においても理由がない。

以上